

2021年度秋 第1回 事業所セミナー



日程：10月26日（火）19：00～20：30

会場：ココファン横浜鶴見

講師：西田 博昭 社会保険労務士

36協定とは、「時間外・休日労働に関する協定届」のことを言います。

法定労働時間を超えて労働者に労働をさせる場合や、法定休日に労働させる場合「36協定締結」と「所轄労働基準署長への届出」が必要となります。36協定や届け出することなく、時間外労働や休日労働をさせると、原則として労働基準法32条違反となり、6か月以下の懲役または30万以下の罰金に処せられるおそれがあります。

また、労基法第20条では、企業（使用者）が労働者を解雇するには、正当な理由があっても、少なくとも30日以上前から解雇予告をしなければならないと定められています。

もし解雇予告を行わずに解雇を行う場合、解雇までの残日数に応じた金額の解雇予告手当を支給する必要があります。

さらに、退職時の従業員とのトラブルを回避する為の注意点を学習します。

お申込みはFAXまたは直接お電話ください

組合員名		事業所名	
参加人数	人	電話番号	()

神奈川土建一般労働組合横浜鶴見支部

TEL：045-508-5101 FAX：045-508-5253

コロナ感染予防から人数の制限を行います。参加者はマスクの着用をお願いします。